

只見町キャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、只見町のキャラクター（以下キャラクターという。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) ブナりん
- (2) アカショウちゃん
- (3) イワっぺ

(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ只見町キャラクター申請書（様式第1号）に必要な書類（使用品の見本など）を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 只見町及び只見町が主催する事業の開催に協賛する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 只見町が共催又は後援する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関以外（機関誌や地域広報誌）で、只見町がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 只見町のPRという趣旨に反するおそれがある場合。
 - (2) 只見町キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合。
 - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
 - (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
 - (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長がキャラクターの使用について不適当と認めた場合。
- 2 前項の規定により承認することと決定したときは、只見町キャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）を、不承認とすることと決定したときは、只見町キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(使用の期間)

第5条 使用許可期間は、許可を受けた日から次年度末日までとする。ただし、使用期間を更新するときは、使用期間満了日の10日までに只見町キャラクター使用期間更新承認申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けるものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)使用者は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 町長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
 - (3) 使用するデザインは、別記「デザイン集」に定めたものとする。
 - (4) 「只見町キャラクター『名称』」との表記を付すこと(別記「使用例」参照。)ただし、スペース等の関係で、上記表現が難しい場合は、「©Tadami」の表記をもって代えることができる。
 - (5) 商標登録、意匠登録等出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- 2 製作及び販売については、平面・立体物問わず、著作者側の監修が必須となるほか、立体物の製作については、著作者側に監修費が発生する。この場合、使用者の負担とする。

(承認内容の変更の申請)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、只見町キャラクター使用変更承認申請書(様式第5号)を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、只見町キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用許可の取消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取消、使用者に対し使用の差止めの請求または必要な指示等を行うことができる。使用者は使用許可が取消された場合、使用取消の日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合。

- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
 - (3) 第4条各号のいずれかに該当するにいたった場合
 - (4) その他キャラクターの利用継続が不相当と認められた場合。
- 2 前項の規定による使用許可の取消により、使用者が損害を受けたとしても、町は一切の責任を負わないものとする。
- 3 前項の使用許可の取消は、只見町キャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）をもって行うものとする。

（事故、苦情、係争等の処理）

第10条 キャラクターを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、町は一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、只見町役場観光商工課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。